

松本市告示第437号

松本市中心市街地再設計検討会議設置要綱を次のように定める。

令和6年7月5日

松本市長 臥雲 義尚

松本市中心市街地再設計検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地（松本市立地適正化計画による都市機能誘導区域のうち、松本城、あがたの森及び松本駅を中心とする範囲をいう。）のうち、特に松本駅周辺から松本城周辺までの市街地（以下「中核エリア」という。）の在り方を検討し、将来に向けた指針及び見取り図を取りまとめるため、松本市中心市街地再設計検討会議（以下「会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) 中核エリアの再設計及び再活性（以下「再設計等」という。）に関すること。
- (2) 中心市街地における公共空間再編の方向性に関すること。
- (3) 新たな土地利用及び空間利用に係る計画の方向性に関すること。
- (4) 再設計等に係る取組みの進め方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 都市計画及び都市デザインに関する有識者
- (2) 商工会議所その他関係機関の代表
- (3) 事業者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、市長に提言する日までの間とする。

(座長及び座長代理)

第5条 会議に座長及び座長代理各1人を置き、委員の中から市長が指名する。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 会議は、必要に応じて第2条各号に規定する事項に関して意見を聞くため、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合戦略局総合戦略室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。